ストーカー対策の流れ

警察以外の対応

専門の行政機関等を紹介してほしい

相談先

◎配偶者相談支援センター

・岩手県福祉総合相談センター
019-629-9610

・岩手県男女共同参画センター
019-606-1762

・最寄りの地方振興局、市町村窓口

◎NPO等

警察の対応

刑事手続をとってほしい

被害の届出をする

捜査・検挙

- ○ 暴行
- ○ 傷害
- ○ 脅迫
- ○ 器物損壊
- ○ 名誉毀損
- ○ ストーカー行為罪等

行政手続をとってほしい

警告

警告申出書を提出

警告書の交付

禁止命令

禁止命令申出書を提出

禁止命令書の交付

違反した場合

捜査・検挙

罰則

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

注意口頭警告をしてほしい

被害防止の援助を受けたい

申出書を提出する

援助申出の例

- ○ ストーカー行為等をした者の氏名等を教えてほしい
- ○ 警告、禁止命令等を実施したことを明らかにする書面を交付してほしい
- ○ 住民基本台帳を閲覧等されないための支援をしてほしい
- ○ 被害を自ら防止するための措置を教示してほしい
- ○ 被害防止に資する物品の貸出等をしてほしい
- ○ 110番通報登録システムに登録してほしい
- ○ 被害防止交渉のため必要な事項の相手方への連絡や警察施設の利用を希望する